

おokayama県民提案制度（パブリック・コメント） 実施要綱及び考え方

（目的）

第1条 この要綱は、県民提案制度に関し必要な事項を定め、県民の県政への積極的で幅広い参加の機会を確保し、県民等の多様な意見を反映させた政策形成の質的な向上を図るとともに、県政運営における公正の確保と透明性の向上を目的とする。

（考え方） 次の3つの目的を盛り込んだ。

- ① 県政運営における公正の確保、透明性の向上
- ② 県民の県政への積極的な参画
- ③ 政策形成の質的向上

（定義）

第2条 この要綱において「県民提案制度」とは、県の基本的な政策等を立案する過程において、当該政策等の趣旨、内容等を公表し、これらについて提出された県民等の意見及び情報を考慮して、当該立案に係る意思決定を行うとともに、県民等の意見等に対する県の考え方等を公表する一連の手続をいう。

（考え方） 「県民等」の「等」は、有識者、利害関係人その他意見及び情報を提出する意思を有する者・団体等をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、警察本部長及び公営企業管理者をいう。

（考え方） すべての執行機関（附属機関を除く。）を対象とする。

（対象）

第3条 県民提案制度の対象は、次に掲げる計画等の策定等とする。ただし、その計画等の策定等が迅速性又は緊急性を要するもの及び軽微なもの等は除く。

- (1) 県の基本構想及び県政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定及びこれらの重要な改定
- (2) 県政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）及び制度の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 大規模施設の建設に係る事業計画の策定及び改定

（考え方） 1）具体的な案件が、本手続の対象であるか否かは、実施機関（担当課・室（所））が、本手続の趣旨に基づいて判断し、その判断の説明責任を負うこととする。
2）「県政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、「岡山県環境基本計画」、「おokayamaウィズプラン21」、「おokayama IT戦略プログラム」など、将来の県の施策の基本方針等を定める計画のことをいう。なお、①特定地域を対象とした計画で、広く県民の意見を求める必要性の乏しいもの、②1か年度を超えない期間を対象とするもの、③個別の事業の実施のためのものは、原則として本制度の対象としないこととするが、本制度の趣旨に照らし、実施機関が必要と判断した場合は、本制度の対象とすることができる。

- 3) 「県政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、「行政手続条例」、「行政情報公開条例」のように県政全般についての基本理念や基本方針などを定めるものをいう。
- 4) 「県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」「及び制度」については、県民に義務を課したり、権利を制限する場合は、地方自治法第14条第2項の規定により、条例によることとされているが、条例の委任を受けた規則等によりなされる、広く一般に適用される「規制の制定又は改廃」について対象とするため、「制度」と表現している。①行政内部にのみ適用されるもの、②補助金交付要綱のような行政サービスに係るものは、本制度の対象としない。
- 5) 「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条においても直接請求の対象とされていないことから、同規定の趣旨に準じて、本制度の対象としない。
- 6) 「迅速性又は緊急性を要するもの」とは、本手続に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を経る暇がない場合をいい、「軽微なもの等」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないもの、上位法令等にその内容が詳細に規定されていて行政機関の裁量の余地がないものなど、その内容面において最低限の例外規定を設ける。
- 7) 大規模施設の建設事業は、現在行っている大規模施設建設事業評価システムの対象と同様に、県が事業主体となる施設建設事業で、普通会計からの県負担額10億円以上のものとする。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条各号に掲げる基本構想、計画等（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、あらかじめ、計画等の案を公表するものとする。

(考え方) 公表される「計画等の案」は、案そのものに限らず、その内容を明確に示すもので差し支えない。また、事案に応じ、いくつかの代替案を同時に示すことが有効であるときは、そのような方法でも差し支えない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

(1) 当該計画等を作成する趣旨、目的及び背景

(2) 当該計画等の案の概要

(3) 当該計画等の案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画の策定及び改定にあつては、上位計画の概要

ウ その他必要な資料

(4) 当該計画等の案を附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3第1項に規定する附属機関をいう。）又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）における審議又は検討に付した場合には、当該審議又は検討の概要がわかる書類

(考え方) 1) 案の概要は下記の点に留意し、県民が見てわかりやすいものとなるよう心がけることとする。

①概要については、できるだけ要点を絞ったものとし、いわゆる「役所言葉」を避け、必要に応じて図等を用いるなど、可能な限り簡潔でわかりやすいものとする。

②フォントは原則12ポイント以上とするなど、ユニバーサル・デザインに配

慮したものとする。

③概要の作成に際しては、当面行政改革推進室と協議をすることとする。

2) 「その他必要な資料」は、当該計画等の案の実現によって生じることが予測される影響の程度及び範囲、当該計画等の案を立案するに際して整理した論点等が考えられる。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び同条第2項各号に掲げる資料（以下「案及び資料」という。）を、当該実施機関の事務所、県政情報室及び各県民局、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館）及び県立図書館に備え付け、かつ、県のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定によるもののほか、必要に応じて市町村や関係団体等に計画等の案及び資料を備え付けるよう努めることとする。

(考え方) 「実施機関の事務所」は、担当課・室（所）をいう。

「各県民局」は、地域政策部総務課及び岡山県行政組織規則（昭和41年岡山県規則第32号）第133条の2第3項の地域総務課とする。

(県民等への周知の方法)

第6条 実施機関は、当該計画等の案及び資料について、実施機関の事務所等における意見等の募集要項の配布及び県メールマガジンへの掲載により、県民等へ周知することとする。また、必要に応じて、次に掲げる方法によっても、周知を図るよう努めることとする。

(1) 広報誌等への掲載

(2) テレビ、ラジオ等による広報

(3) 県公報への掲載

(考え方) 1) 公表資料については、関心を持つ県民等が入手できるようにする必要があるが、公表資料自体が様々な方法によって広く周知されることが望ましい。また、必要に応じて、有識者及び利害関係人から計画等の案について別途意見を聴取することとする。

2) 意見等の募集要項は、第5条に掲げる計画等の案及び資料の公表場所及び任意の場所で配布することとする。

(意見及び情報の提出等)

第7条 実施機関は、意見及び情報の提出期間、提出方法及び使用する言語の種類を定め、当該計画等の案及び資料を公表するときに明示するものとする。

2 前項に規定する提出期間を定めるに当たっては、県民等が計画等の案及び資料についての意見及び情報を提出するために必要な時間等を勘案し、1箇月程度を一つの目安とするものとする。

(考え方) 1) 「1箇月程度」という期間は、国や他団体の実績をもとにした目安であって、案件に応じて、提出方法・言語も含め、適宜定めるべきである。

2) 使用する言語は、日本語を前提とする。

3 第1項に規定する提出方法は、郵便、ファクシミリ及び電子メールその他の方法のうちから実施機関が選択して定めるものとする。

(考え方) 意見の提出方法としては、意見等の正確な把握のためにも記録を残すことができる方法によることとし、口頭、電話によるものは除外するが、表明された

意見を文書化し、郵便等の方法による場合と同様の取扱が可能であれば否定するものではない。

- 4 実施機関は、当該計画等の案及び資料についての意見及び情報を提出した個人又は法人その他の団体の氏名、名称その他の属性に関する情報を公表する場合には、当該計画等の案及び資料を公表するときに明示するものとする。
- 5 実施機関は、必要に応じて、有識者及び利害関係人から計画等の案について別途意見を聴取することとする。

(意見及び情報の考慮及び公表)

- 第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見及び情報を考慮して、計画等の策定等について意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定等について意思決定を行ったときは、提出された意見及び情報、これらに対する県の考え方並びに当該計画等の案を修正したときにあつては当該修正の内容を公表するものとする。ただし、提出された意見及び情報のうち、公表することにより、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。
 - 3 第5条の規定は、前項本文の規定による公表について準用する。

- (考え方) 1) 「考慮」については、提出いただいた意見等について十分検討し、計画等に盛り込めるものはできるだけ盛り込むように努め、また、盛り込めない意見等についても、それに対する県の考え方を公表する。
- 2) 本手続は、いわゆる住民投票のような案の賛否を問うものではないため、賛否の結論だけを示した意見などには県の考え方を示さない場合がある。
 - 3) 「提出された意見及び情報」の数が多い場合などは、類似の意見及び情報をまとめて公表することがある。
 - 4) 意見等の数についても、公表する。
 - 5) 県の考え方等は、適宜、整理して公表することがある。
 - 6) 公表の期間は3箇月以上とする。

(他の制度との調整)

- 第9条 附属機関等において計画等の案に関しこの要綱に類する手続を経て策定した報告、答申等に基づき実施機関が計画等を立案する場合及び計画等の立案に関し公聴会付議や事前の告示等の手続が法令等で定められている場合は、この要綱の規定は適用しないこととするが、当該手続に当たっては可能な限りこの要綱に沿ったものとなるよう努めるものとする。

- (考え方) 本手続は実施機関において実施することを原則とするが、附属機関等において類似の手続を行う場合、手続が重複することを避けるため例外としたものである。なお、その場合にも本手続に準じた手続とするよう努めることとする。

(一覧の作成)

- 第10条 知事は、この要綱による手続を行っている計画等の一覧を作成するとともに、これを県政情報室に備え付け、かつ、県のホームページに掲載して公表するものとする。

- (考え方) 1) ポータルサイトのあり方については、岡山県のトップページから一覧表へ入ると、それぞれの計画等にリンクすることとする。
- 2) 意見等の募集の結果についても、意見等の数等を一覧表で公表する。

2 前項の計画等の一覧は、第3条各号の区分ごとに作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 計画等の名称

(2) 計画等の案及び資料の公表日

(3) 意見及び情報の提出期間

(4) 計画等の案及び資料の閲覧等の方法及び問合せ先

3 知事は、第3条ただし書の規定により、その計画等の策定等が迅速性又は緊急性を要するものとしてこの要綱に定める手続によらないこととしたものについては、第1項の規定に準じて計画等の一覧を作成し、これを公表するものとする。この場合においては、計画等の名称、問合せ先及びこの要綱に定める手続によらないこととした理由を記載するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等で、この要綱に類する手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。